

駐留軍用地使用裁決申請等事件

○那覇港湾施設ほか 10 施設に係る審理（第 5 回）

審 理 記 錄

日時：平成 22 年 9 月 21 日（火）

午後 1 時 15 分～4 時 6 分

場所：沖縄市民会館 中ホール

駐留軍用地使用裁決申請等事件(那覇港湾施設ほか10施設)に係る

第5回公開審理

日時 平成22年9月21日(火)

午後1時15分～4時6分

場所 沖縄市民会館中ホール

(午後1時15分 開会)

○當真会長 それでは、始めます。

定刻となりましたので、これより沖縄防衛局長から平成21年3月27日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、嘉手納飛行場に係る第2回の審理、同日、使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、伊江島補助飛行場に係る第3回の審理、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、トライ通信施設、牧港補給地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区及びキャンプ瑞慶覧、以上7施設に係る第4回審理、並びに平成20年6月16日に使用裁決申請及び明渡裁決申立てのあった、那覇港湾施設及び普天間飛行場に係る第5回審理を開催いたします。

まず、審理を行う収用委員を紹介いたします。

私は、会長の當真良明です。会場の皆さんから向かって左側が兼島雅仁会長代理です。それから、仲程通良委員、宮城哲委員、そして右側が島袋秀勝会長代理、大城保委員、武田昌則委員です。

まず、公開審理の運営について、基本的な考え方を述べたいと思います。

収用委員会は、独立した準司法的な行政委員会として、「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」という土地収用法の基本理念の下に、起業者及び土地所有者等のいずれにも偏らない公正・中立な立場で審理を行います。

さて、ここで審理進行について何点かお願いがあります。

まず、審理会場におきましては、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしていただきたいと思います。また、定められた場所以外には立ち入らないでください。報道関係者以外の方の写真撮影及び録音はご遠慮ください。入場時に審理会場における注意事項を配布しておりますので、ご覧いただきますようお願いします。審理がスムーズに進行できるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

また、審理記録作成のため必要ですので、発言者はマイクを使用し、土地所有者または代理人の方はご自分の氏名を、沖縄防衛局の方は職名及び氏名を述べてから発言をお願い

します。

本日の審理の進め方ですが、最初に土地所有者から映像を使用した意見陳述を行い、その後、求釈明に移りたいと思っております。それから、途中で15分程度休憩を挟みまして、午後4時に終了する予定です。本日の予定は以上であります。

まず、映像を使用した意見陳述をしていただきたいと思います。つきましては、収用委員も壇上から降りて会場から映像を見たいと思いますので、ご了承ください。そして、映像終了後、再度登壇したいと思います。

それでは、下のほうに降りますので、よろしくお願ひします。

(収用委員降壇)

○眞喜志好一(普天間飛行場土地所有者) 普天間飛行場の土地所有者の眞喜志好一と申します。

きょうは、このような形でスクリーンに私の意見を映しながら意見陳述をしたいと思います。皆さんのお手元に、A3サイズの2枚でプリントしたのを渡しておりますけれども、都合プリントしたのは48シーンありますが、この映像は100カット余りありますので、手元の資料は見ずにスクリーンだけを見て、後で思い出してプリントものを見てください。

座ってお話しします。

きょう話をするのは、普天間は即時閉鎖すべきだということで、まず最初に普天間は1945年に米軍が勝手につくったものだという話をします。

2番目に、今、普天間の移設先として政府がねらっている辺野古についてですが、辺野古の海上基地建設計画は、米軍が1966年からつくっていたものだということを、元の資料を基にお話しします。

それから、3番目に、危険なオスプレイ配備を隠している日本政府。それを、また米軍の文献から日本政府が嘘をついていることを明らかにします。

4番目に、東村高江のヘリパット建設。それは、実はオスプレイの訓練場としてねらっているのだということも、これも米軍の資料からお話しします。

それから、5番目に、米軍の安全基準に合わない普天間ということをお話しして、結論として、普天間飛行場については少なくとも強制使用すべきでないことを申し上げます。

普天間全面返還というのが、1996年4月12日、橋本・モンデール記者会見で明らかにされております。

この普天間返還を中心としたSACO合意。その中では、沖縄県民の要求だから普天間

を返し、そのかわりに辺野古に建設すると言っています。これは全くの嘘です。

普天間飛行場、宜野湾市のまん中にあります。

この普天間飛行場は、沖縄戦が始まる前、米軍上陸前ですけれども、飛行場はありません。

1945年6月の写真ですけれども、ブルドーザーで普天間飛行場の整地を始めています。

その暮れの12月の航空写真では、きちっと飛行場が完成しているというわけです。

この普天間飛行場は、民家、村役場、小学校などをつぶし、畠も墓もブルドーザーでかきならして、米軍が普天間飛行場を建設したのは1945年です。住民が避難している間のことで、終戦後、収容所からの移動が許可された住民は、金網の周辺に住むか、割り当てられた住居地に住むほかはなかったと。「危険への接近説」というのは、これで全く崩れます。市街地のまん中にあって、危険な普天間飛行場を返せというのは、宜野湾市民、そして私たち土地所有者の当然の要求であります。

辺野古です。キャンプ・シュワブという駐屯地、シュワブ訓練場、辺野古弾薬庫3つが複合した基地です。

これは1998年の写真ですけれども、テーブルサンゴが密生している海がありました。

辺野古の海。沖縄の海は、沖合をサンゴ礁が取り囲んでいて、台風の荒波を沈める役割をしています。そして、サンゴ礁に囲われた内海では、おばちゃんたちもタコを捕っているという豊かな海です。ジュゴンも生きています。

忘れずに名護市民投票を振り返っておきましょう。

1997年1月、辺野古は命を守る会を結成し、名護市民は市民投票に立ち上りました。

この名護市民投票に日本政府が介入しております。11月28日の記事ですが、久間防衛庁長官が、自衛官らに異例の文書要請をした。沖縄駐留の自衛官ら5,500人に賛成票獲得に協力をすると。名護に知り合いがおれば賛成票を投じてほしいと。そういうふうな要請をしています。

それから、那覇防衛施設局も介入しました。当時、職員数440人ぐらいいたと思いますが、そのうち200人を名護市に1週間ほど宿泊させ、パンフレットを全戸に配布させたと。このパンフレットは、海上基地は安全であるということ。振興策につながるという2種類のパンフレットを配っておりました。

これらの政府の介入を跳ね返して、「基地建設ノー」という民意が原点です。その後、名護市長は条件つき賛成というか、誘致派が占めておりましたけれども、ことしの1月に

稻嶺市長が当選し、そしてこの9月には、稻嶺市長を支える市会議員が16名誕生しております。この9月で、市民投票、市長、議員が基地反対ということでそろったわけです。

このSACO合意、普天間返還を含むSACO合意の背景を見ますけれども、皆さんご承知と思いますが、このような経過をたどっています。普天間返還などを含む中間報告まで、SACOの発足からわずか5カ月で結論を出した。そこに疑問を感じて、米軍の文書を探し出して、SACO合意を究明する県民会議を宮城悦二郎先生を中心につくりました。

米軍の文書を調べた結果、SACO合意による基地移設といっているのは、実は新設であって米軍の長期計画に基づくものだということです。

SACO合意による返還基地を文書に記載された順に示していきます。最初に普天間飛行場、北部訓練場、読まずにいきます。

これらの基地の関係はバラバラに見えますけれども、米軍側に立って整理し直してみると、極めて合理的です。

まず1つに、古い施設の更新、海軍病院とか住宅とかです。それから2つ目に、長期計画による基地建設。那覇軍港の返還であり、普天間飛行場の返還です。それから、オスプレイの訓練場をつくるために、北部訓練場を返還してヘリパットをつくるとかいう3つのグループです。きょうはこの2つを中心に話をします。

1966年からの米軍の辺野古計画ということを話します。

宮城悦二郎先生が拾ってきた文書です。沖縄県公文書館からです。

米国政府高等弁務官府が復帰前の組織ですけれども、復帰特別対策室がつくった文書です。この文書の中に、1965年に新空港の建設適地を調査した。そうしたところ、沖縄島の南は人家が密集していて無理だと。やんばるのほうは山が深くて無理であると。2カ所しかない。そのうちの1カ所が辺野古だったわけです。もう1つは、本部にある旧日本軍が使った飛行場を拡張することということが書かれておりました。

辺野古にねらいをつけていたことがわかったので、文献探しをしていましたところ、1965年に調査をし、1966年に計画書にしております。これは海兵隊のものですけれども、海兵隊3,000mの滑走路を2本つくる。キャンプ・シュワブの沖合です。深い大浦湾にアメリカ海軍は軍港をつくると。軍港と飛行場が抱き合せの計画に成長していっています。

整理しますと、1966年に埋め立て計画がつくられ、そして1997年のSACO合意の後、国防総省の構想に引き継がれ、浮体式だとか杭打桟橋方式だとかが発表され、そして2002年の埋め立て案。これはボーリング調査を実力で阻止しましたが、その後2005年10月にL

字型案に替わり、そして、2006年5月1日にV字型案に替わり、民主党政権もここに舞い戻っております。

2本の滑走路と軍港という機能を踏襲している格好です。深い大浦湾側には係船機能つきの桟橋と書かれておりますが、船をつなぐことができる桟橋。アメリカ軍は214mの岸壁を要求しています。軍港以外の何ものでもない。

オスプレイの配備を隠す日本政府の話に入りますが、オスプレイはこのようにエンジンの向きが変わるので3倍の積載量、2倍の速度で5倍遠くまで飛んでいく。このオスプレイという飛行機は羽を折りたたんだり、プロペラをたたんだりして船にたくさん積み込むようにしている。

開発しているボーイング社とベル・ヘリコプター社は、この飛行機は上等だよということと、インターネット上にこのようなビデオを公開しています。

オスプレイ配備について、日本政府は真っ赤な嘘をつき続けています。沖縄の人たちに對してどう説明したかというと、これは那覇防衛施設局のついた嘘ですが、1997年11月18日、市民投票の説明会で嘘をついています。配備を聞いてないということを言っています。2007年3月19日、東村高江の説明会でも同じことを言っています。国会では、1998年5月以来20回以上嘘をついています。2007年4月5日に、オスプレイ配備についての新聞報道が出るのですが、その直後に原口一博、赤嶺政賢、照屋寛徳、保坂展人さんらが質問をしていますが、そこでも嘘をついています。

2007年4月5日の朝刊です。琉球新報、沖縄タイムスに載っていますから、これは共同配信の記事です。この記事の中に細かいところでこういうことが書かれている。

海兵隊の計画は、すべてヘリコプターをオスプレイに置き換えるというものだった。全世界でだ。だから、普天間飛行場にも配備するつもりだった。SACOの交渉を担当したキャンベル元国防次官補はこう証言すると。キャンベルまで取材をしてきました。

この新聞報道にあった記事の細かい中身ですけれども、1996年10月23日付けの米国が記した日米協議の議事録です。オスプレイ配備について日本政府は米国に助言を求めた。日本政府がいうには、沖縄県民に配備については何も言わない、具体的に伝える、将来配備するときに言う、どちらがいいですかとアメリカ側に聞いている。アメリカ側はばかりしゃから答えなかつたということを書いています。

その直後に、久間防衛庁長官が就任していますけれども、後に国会答弁で、知らない、知らない、知らないと言ひ続けています。

それから1996年11月26日の日米協議文書。これは東京で行っていたはずです。在日米軍、外務省、防衛庁の協議を記録したアメリカ側の文書です。これは日本政府のコメント、アメリカ政府のコメントというふうに書かれておりますが、在日米軍のコメントとして、日本政府はまだV-22オスプレイ機の駐機のことを発表していない。在日米軍は早急に公表されることを望む。このようなことが書かれています。

これは、1996年11月27日、SACO最終報告が出る直前ですが、在日米軍指令部からアメリカ大使館などに送ったFAXです。1枚目が在日米軍司令部の送り状。2枚目から5枚目までが日本政府からの文書です。FAXのかがみ文には、2枚目以降は日本政府からのインプット、情報ですよということを言っている。最終ページはオスプレイ問題の想定問答だそうですというのが1ページ目に書かれている。

この想定問答の中には、13項目の質問項目。沖縄の人たちから、あるいは沖縄県から次のような質問が予測される。配備するのか・しないのかという13項目の質問を書いた後に、最後のほうで、日本政府からアメリカ側への要請としては、沖縄の人たちにオスプレイの配備についてはほかしてくれと、こういうふうなことが書かれている。

防衛施設局、ニーブイしないでちゃんと見なさいよ。

高江のオスプレイ配備の問題です。北半分を返す。残っているところにヘリパットを建設する。高江を取り囲んで6カ所です。

高江の新緑です。

航空写真ですが、オレンジ色のものが新しくヘリパットをつくる場所。そして紫っぽい、青っぽいところが、現在ある15カ所のヘリパットです。

N-4地区。ここに2つのヘリパットをつくる。この航空写真で見てもわかるように、V字型に現在も使っている大きなヘリパットがあります。

N-4地区の座り込み。説得行動です。

このN-4地区の中に入りますと、現在も使っている広いヘリパットの中に、ことさら平坦な場所を2カ所つくる。直径45m、脇のほうにさらに15mの造成地をつくる。直径45mというのは、オスプレイが垂直に離発着するときに必要なサイズです。

2008年2月7日に防衛省に交渉したが、知らん、知らん、知らんと言っています。

東村高江の宇嘉川という川がありますが、安波訓練場を返すかわりに宇嘉川の流域を訓練場として新たに手に入れています。その安波訓練場に向かってヘリパットから歩行ルートという赤い点線が書かれています。

航空写真に載ったものです。宇嘉川の河口をみると、このあたりは100mぐらいの断崖が続いているけれども、宇嘉川の河口だけがこのように切れています。

米軍のホームページにあったものですけれども、宇嘉川の河口そっくりの地形で上陸訓練をしている。

もう一度見ます。安波訓練場を返して、そのかわりに宇嘉川の河口を手に入れたということは、海からの上陸訓練、陸地に上がる、空に抜けると。こういう複合的な訓練をするために宇嘉川を手に入れたんだと思います。

日本政府は、このオスプレイの配備を隠し続けております。

単発なヘリコプターは重心1でつり上げている。双発のヘリコプターは前後でつり上げている。オスプレイの場合は翼の両端、右左でつり上げますから左右のバランスをとらないといけない。前後のバランスもとらないといけないということで、極めて不安定な構造です。

これは1991年の映像です。

2000年4月に墜落、全員死亡。12月に4人全員死亡。この時点で15機海兵隊に納入したうちに4機墜落している。すごい墜落率の飛行機で、「ウイドーメーカー」（未亡人づくり）というニックネームがつけられているそうです。

ジュゴン訴訟の話を少しだけします。

2003年9月に提訴しました。アメリカの国家歴史保存法という歴史を使ったものです。ちょっと省いていきます。このジュゴン訴訟に、アメリカ政府は裁判所にたくさんの文書を提出してきています。日本との交渉経過を示す議事録とかですね。これらの中の主なものを紹介しますと、1996年10月から11月にかけての議事録。オスプレイの配備を日本政府が隠そうとする。沖縄に言ってくれるなといったりする文書です。

それから、2006年4月6日・7日の東京での日米協議。アメリカ側の議事録です。これにはV字型の滑走路の両方向どっちにも飛ぶんだということを、アメリカ側が主張しています。2006年4月20日の日米協議文書。日本側がV字型の図を示しているわけですけれども、アメリカ側がこういうことを書いている。214mの岸壁を要求したが、それはどこにつくるのかということを聞いています。

4月6日・7日の日米協議。アメリカ側は両方向飛ぶのだと言っていますが、その日の夜8時頃、額賀福志郎防衛庁長官は名護市長と陸地は飛ばないという覚え書きを、嘘っぱちを書いたものが出る。

これは、セレックという大佐が書いた東京での協議記録ですが、その関連部分を翻訳したものであります。陸上部を飛ぶんだと書いています。

防衛施設局が出した環境影響評価方法書には、陸上部を飛ばないとされていたが、双方向飛ぶとアメリカ側は言っている。

この記録についての記者会見をしたものです。

最近になって琉球新報の8月24日、つい1カ月ぐらい前の記事ですけれども、飛行経路が違うと。こういうことをアメリカ側が言い出している。

日本側の従来の説明としては、海のほうに台形上に飛ぶのだと言っている。アメリカ側は、こんな台形状に飛べるはずはない、橢円形に飛ぶんだということを言っている。このアメリカ側の主張に従うと、陸地にも騒音がいくということを示しております。

今月になって、岡田外相の参議院外交防衛委員会でこのようなことを言っています。米軍普天間飛行場の代替施設での垂直離発着輸送機MV-22オスプレイ配備について可能性があり、それを念頭にきちんと議論を行うべきだと述べたとしています。

それから、2007年8月に公告総覧されたアセス「方法書」への沖縄県知事意見です。

対象事業に係る飛行場の使用を予定する航空機については、想定されるものも含め具体的な機種及び数を明らかにすること。事業者の那覇防衛施設局(現沖縄防衛局)の見解です。普天間飛行場代替施設の使用を予定する航空機の種類等については、準備書に記載しましたとあるけれども、オスプレイは書いてなかった。

防衛局、目を開けてちゃんと見てよ。ニーブイカーブイして。

アメリカ側は陸上を飛ぶとしているわけですから、基本合意書はもはや反故である。民主党政権は、それを反故にすべきだと思います。環境アセスもやり直し。というよりも、辺野古計画はやめろということになると思います。

キャンプ・シュワブは1956年から運用しておりますけれども、そこに来たのは大和にいた海兵隊が沖縄に移駐ってきて、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンを使い始め、北部訓練場を使い始めています。それ以後50年余り、基地建設を許しておりません。

次に、普天間の安全基準問題です。普天間を閉鎖させれば、代替施設という公式も消せますので、普天間を早くつぶしてしまおうということです。アメリカにはAICUZという米軍が持っている飛行場の安全基準があります。滑走路の端からこのような寸法でクリアゾーンというのが定義されていて、利用禁止区域、これは沖国大の佐藤先生の翻訳ですが、利用禁止区域になっている。何もあってはならなんと。

さらに、その延長上にアクシデントポテンシャルゾーン(事故危険区域)を設定していく、このような寸法で、滑走路の端から見ると4,500mに住宅、学校、病院、集会所などがあることはならないとされています。

普天間に当てはめると、浦添ももちろん住宅はもとよりこういう施設があります。北中城についてもクリアゾーンに普天間第二小学校があり、このような施設があります。

ライカム、在沖米軍司令部がありますが、その在沖米軍司令部は事故危険区域の外側に外れています。彼らはこの安全基準を大事に見ていくということです。

この利用禁止区域や事故危険区域に学校、住宅、病院などがあります。これは危険だから住民が移転するのか。危険だから即時閉鎖するのか。当然、即時閉鎖すべきです。

アメリカではどのようにこの安全基準が運用されているかを見るために、アメリカの基地を見てみます。サンディエゴの北のほうに海兵隊ミラマー飛行場というのがあります。

この滑走路の先2kmぐらいのところから住宅地があります。その確認のためにミラマーへ行きました。

アメリカのNGOの紹介で基地に入り、渉外官から説明を受けました。騒音コンタなどが基地の中にある。

黒い縁取りが基地の境界線です。飛行場がぽつんとあると。この飛行場は東側に飛んでいくときには、自分の基地の中に事故危険区域とかがあって何ら障害はない。西のほうはというと、住宅地があるので飛行方向を住宅地からずらして運用しているのだということです。こういうダブルスタンダードを拒否して、即時閉鎖を求めていこうと。これには、沖縄防衛局も協力してもらわなければ困ると思います。

それから、1992年の普天間のマスタープランがありますが、そのマスタープランの中での安全基準についてどういう認識をしているかということと、オスプレイの配備についてどう書かれているかということを紹介します。

1992年です。ここの中には、第3ゲートはクリアゾーンにあるから、日常の使用はやめて、第4ゲートを整理すると書かれています。第3ゲートというのは普天間神宮サイドのほうですね。第4ゲートというのは仲原あたりにあるのかな。今、細い路地でつながっていますが、第4ゲートのアクセスロードをアップグレードすると書かれています。

それから、オスプレイについてですが、オスプレイのサイトとして準備しておくと書かれています。これは1992年のマスタープランです。

カート・キャンベルが言ったことを振り返りますが、普天間飛行場にも配備するつもり

と言っているわけですね。

地政学とか抑止力ということで沖縄に海兵隊が必要だと言っていますが、米軍のここ十数年の戦争の仕方を見ていくと、まず最初に、数カ月の開戦準備期間を置き戦力を配置すると。相手国からの攻撃を受けない距離からミサイルを撃ち込む。報復能力を奪ってしまう。レーダーや飛行場などの航空網を破壊して、その後に爆撃機などで地上戦闘部隊を攻撃し、その戦闘能力を奪ったことを確認した後に、海兵隊・陸軍などの戦闘部隊を上陸させると。

このように戦争準備に数カ月、攻撃開始から数週間後に上陸しているのが実情である。海兵隊は、半世紀前(ベトナム戦争以前)は最初の突撃部隊であったのかもしれないが、現在は最後の上陸部隊であり、米本国にいても何の不都合もないと言えます。

県内か、県外か、国外かということを言っていますが、移設の主体は米国であって、そもそも米国は辺野古をねらっていたし、狭くて古い普天間、危険な普天間よりも新しい基地を望んでいるのは当たり前である。県内、県外、国外という議論をしていて1つの問題にしてしまうと、これは解けない問題になる。実はこれは2つの問題であって、新たな基地建設はノーということと、危険な普天間は閉鎖だということであるわけです。

普天間の即時閉鎖に向けて、沖縄県収用委員会の皆さんにお願いですが、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に普天間飛行場を使用させないとの裁決を行えということを要望したいと思います。

以上で、私の意見陳述を終わります。

(拍 手)

(収用委員登壇)

○當真会長 それでは、眞喜志さんの意見陳述が終了しましたので、引き続き求釈明に移りたいと思います。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 会長、すみません。求釈明に入る前に、新しい提案があるんですけど、よろしいでしょうか。

○當真会長 はい。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) きょうは、わざわざ伊江島補助飛行場の地主の謝花さんが見えているんですよ。できたら、きょうの場で意見陳述したいという申し出が急にありましたけれども、いかが取り扱いしましょうか。お願いします。

○當真会長 はい。それでは、地権者の皆さんのご希望ですので、その方向で結構だ

と思います。

お名前をおっしゃった上で、意見陳述をお願いします。

○謝花悦子(伊江島補助飛行場土地所有者) 伊江島の軍用地主の謝花悦子と申します。

戦争が終わり65年になりました。私は伊江島に生まれ、戦争中に骨膜カリエス炎にかかり、当時の医学でも十分治療はできたのですが、医者たちは戦地に送られ適切な治療を受けることができず、重度障がい者として、その後、松葉杖を頼りに歩く生活を余儀なくされました。

戦後は一貫して阿波根昌鴻とともに、米軍に接収された土地を取り戻す運動、反戦平和の運動に従事し、平和学習の場「わびあいの里」をともに運営してきました。阿波根亡き後はその土地を受け継ぎ、軍用地開放を政府に求め続けております。

私の体験の中から言えますことは、この世の不幸の根源は戦争にあるということです。そして、土地というのは人間が生きるために必要で大事なものであります。命を守り育てるのは土地であります。軍備は国を滅ぼすものであります。

去った65年前の戦争で、沖縄は本土の防波堤として使われ、伊江島は木1本、住宅1軒も残らない全滅の状態になりました。戦争は終わり、生き残った住民が渡嘉敷島などに移住され、生まれた伊江島に帰されたのは2年後でした。生きるために荒れた土地を粗末な道具で掘り起こし、10年という歳月をかけて餓死しないところまでこぎ着け、戦争の後片づけを続けてきました。しかし、ホッとしたのもつかの間、伊江島の土地の強制立ち退きという戦いが始まりました。

阿波根昌鴻は農民学校をつくるために、戦前より土地を少しづつ集め、施設も80%完成しておりました。食べ物を生産するという大切な仕事をしている農民が、昔からイモと裸足、奴隸的生活をさせられ、搾取され続けてきている農民こそが学問をさせて歴史・文化を学ばないといけないと、農民学校をつくるために土地を集め、日夜1人で頑張り、デンマーク式農民学校をつくり、ひとり息子はこの学校の教師として教育を受けさせておりました。しかし、戦争によってひとり息子は殺され、学校も破壊されました。戦後、全滅になった伊江島で、再び夢の学校をつくる計画を実行しようと努力してきましたが、基地は開放されず、今まで国の道理のわからない政治、考え方に対し怒りも我慢も限界であります。

戦争が終わって65年、一日も戦後と思ったことはありません。戦時中であります。国は戦争の後片づけもせず、不発弾の処理も未だに終わらず続いております。一体、国は沖縄

を何と思っているのか。税金も同じように払わされ、このざまに人間としての良心もなく、道理もわからない日本政府。これから時代をどうするおつもりですか。再契約することはできません。自分の胸に手を当てて地主の気持ちを考えてください。生産し、ともに生きてきた土地の必要さ、大事さがわかるでしょうか。

使用料というのも、皆様の懐から出ている金ではありません。国民の血税であります。強制的に土地を奪い、そして勝手に国民の血税が使われていること自体、人の道ではないのではないかでしょうか。土地泥棒以外の何者でもないと思います。

この土地は阿波根の命をかけて用意したものであります。65年前の国による戦争で息子は殺され、土地は65年も奪われ続け、人間としての良心も誠意もないのではないか。こういう行動に従うことはできません。直ちに土地を開放してください。

65年たちました。地主も高齢化してきています。これから10年間とは、地主が死んだ後までもということですか。あなた方は命の大切さ、土地の大切さを知らぬと申し上げたい。あなた方は土地の上で生きているのではなくて、金の上で生まれ生きてきたのではないでしようか。

防衛省の皆さん、二度と戦争をしないために基地はあってはいけません。1年も契約することはできません。一日も早く返してもらいたい地主の気持ち、立場をご理解くださいますようお願いいたします。以上です。

(拍 手)

○當真会長 ありがとうございました。

それでは、求釈明に移りたいと思いますが、よろしいですか。

前回の引き続きということになりますので、求釈明の順番的には2009年6月9日付けの求釈明申立書の第1の8までは終了しておりますので、第1の9からになるかと思います。そのようにお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) こんにちは。普天間地主の本永と申します。

前に求釈明の事項を文書で提出しておりますけれども、若干、内容的に細かく説明をしたほうがいい部分もあるかもしれませんので、その都度、適宜補いながら求釈明していくたいと思います。順を追っていきたいと思います。

まず9番、対象土地の中には誘導路に使用されているのがあるが、誘導路の機能、役割、必要な長さを明らかにされたいということ。まず1番の質問ですね。

○當真会長 それでは、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の管理部長をやっております長嶺英光でございます。

求釈明第1の9についてでございますが、普天間飛行場に係る裁決申請の対象となっている土地のうち、誘導路用地としの使用目的で裁決申請している土地はございません。

第1の9の土地につきましては、誘導路ではなく進入灯敷地として使用されている土地であり、この運用管理等については米軍が行っているため、その詳細については承知しておりません。その上で、あえて誘導路の機能・役割を申し上げれば、飛行場において格納庫、ターミナル、エプロン、滑走路、その他の施設、設備間を航空機が地上走行するために設けられた通路であると理解しております。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) こちらのほうからのものによる誘導路ではないという、進入路ということになるわけですね。

○長嶺英光代理人(起業者側) 進入灯敷地です。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 進入灯敷地ですか。わかりました。

この進入灯というのは、具体的にはどういったものになるんでしょうか。今、誘導路のご説明がありましたけれども、同じように進入灯ですね。そういうものの説明ということになりますが、これはどういったものになるんでしょうか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 進入灯の目的としましては、航空機が着陸のため飛行場に降下する際に、滑走路の中心線と進入方向を示す灯火であると理解しております。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) あれでしょうか。私たちの普天間の共有土地がありますが、その土地上に具体的に進入灯なりが設置をされているというふうに見てよろしいのでしょうか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 皆様の土地、東原994番の2の土地は進入灯敷地ということで、我々としては理解しております。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) ということは、この上に物として進入灯が建っているかどうかということは今わからないけれども、全体としてその目的に使われているということになるわけですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) そういうことです。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 確認ですが、現にこれ進入灯がその場に設置されているかどうかというのは、確認の手だてというか、そういうのはありますか。我々が外から見て多分ここだよということでわかるような、何か。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) そこにそのような写真等の資料をちょっとお持ちしておりません。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 先ほど映像による眞喜志さんの意見陳述がありましたけれども、当然、進入灯ということからしますと、そこを航空機が通過をして市街地を飛行して行くということになるわけですけれども、以前、これは2008年に宜野湾市のほうが調査を行いまして、私たちのこの進入灯のある敷地を飛行して離陸していった飛行機が、この飛行場の周辺を周回して飛ぶということになるわけですけれども、その場合に、国の方で前に米軍のもとで調整をしたということで、なるべく常習経路をはみ出さないように飛ぶという取り決めをしているようですけれども、実際には宜野湾市の調査によれば、常習経路を大幅にはみ出て飛行しているという実態があるわけです。

これは、私たちも誘導灯ということで、土地を不本意ながら強制的に使用されているというものがありますし、大変気になる部分もあります。そういったところで、この付近に住む住民の方々の安全の問題もありますので、こういった常習経路を大幅にはみ出して飛行しているという実態、これは、国の方で改善をするような手だてといいますか、方策といいますか、何かやっているのかなということをお伺いしたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 同飛行場の危険性の除去につきましては、平成19年8月に、日米合同委員会で承認されました普天間飛行場に係る常習経路の再検討及びさらなる可能な安全対策の検討に関する報告書を公表いたしまして、防衛省は同飛行場の安全性の向上に資するため危険性の除去のための諸施策としまして、飛行経路に係る安全の向上、飛行場内におけるクリアゾーンの拡充、航空保安施設の機能向上、レーダーを使用したシステムの導入として、昨年5月頃にすべて実施したところでございます。

また、同飛行場の近傍に設置された施設等についても、安全確保のために所有者との調整の結果、本年2月に鉄塔を撤去したところでございます。

このように、同飛行場につきましては、危険性除去に係る様々な取り組みを行っていま

ですが、同飛行場の現状を考えれば一刻も早く移設させが必要と認識しております、同飛行場の移設につきましては、本年5月28日の2プラス2共同発表を踏まえ、同時に閣議決定でも強調されましたように、沖縄の負担軽減に尽力する所存でございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者)　　日米合同委員会などでのそういった取り決めがあつて、米軍もそれから日本政府もそういったものを遵守しているというふうなお答えかと思うんですが、実際にはそれが守られていない。これは騒音の問題でもそうですけれども、守られてないという実態がありまして、市民生活の面からもどうしてもこれは守ってもらわないといけない。本来であれば、その飛行そのものを止めるということがいいのですけれども、それができないという状況があるのであれば、せめて政府間の取り決めて行ったことについては守ってもらう。そういうものを国ほうとしてやってもらう義務があると思うんですが、その辺でお聞きしたいのは、具体的に何かそういう改善の取り組みをされているのかということですけれども。

○當真会長　　防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　先ほど申し上ましたように、平成19年8月の日米合同委員会で承認されました、普天間飛行場に係る常習経路の再検討及びさらなる可能な安全対策の検討に関する報告書を公表しまして、先ほど言った4項目について承知したと。

それと、あと当局において普天間飛行場の常習経路等について、今、実際どういう飛行のやり方をやっているかということで民間業者に委託しまして、飛行経路の状況を把握しているところでございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者)　　業者に委託をして調査をされているということですが、2008年に既に宜野湾市ほうでは調査をしていてその結果も出ているわけですが、そういう既存の情報等を宜野湾市ほうから入手をして対策を立てるということはされていらっしゃいますか。

○當真会長　　防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　特に宜野湾市ほうから情報はもらっているわけではないが、そのようにみ出しがあったということは新聞等でも承知しております。

ただ、我々としては、検証するという意味で今発注して、どのような形で常習経路を飛んでいるかについて検証しているところでございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者)　　現在、実態把握に取り組まれているということですけれども、先ほどから聞いているところですが、その具体的にそういうのがわか

ったら、これを基にどういった対策を立てるのかということですね。これが一番の関心であります。そこは具体的に、このデータがそろったら、これを基にしてどういうふうに常習経路をはみ出さないようなことをさせるのか、この実効策ですね、こういったものがあるのかどうかというのをお尋ねしたいです。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今、実際に検証中でございまして、ある程度検証の結果が出た時点で具体的な対策を立てたいと考えております。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 確認ですけど、先ほど誘導路はないとおっしゃいましたよね。誘導路はない。普天間飛行場に滑走路がありますね。2,800mの長い滑走路があって、幅が40何mありますね。普通は、固定翼機は滑走路を走って、飛んで上がり下りたりするわけですよね。普天間飛行場で使っているのは滑走路の固定翼機だけではなくて、要するにヘリコプターなんかがたくさん配置されているわけですね。

普天間飛行場は事故がいろいろ発生していますけれども、多くの事故は固定翼機よりもヘリコプターなんですよ。ヘリコプターがいろいろなところに発進していくと。四方八方どこにもヘリコプターは飛んでいくし、街の上を旋回したりするわけです。今でもそのヘリコプターは普天間の上空を回ったりしているわけでしょう。

そういうことについて、普天間基地の爆音訴訟も今出ていますけれども、そのような対策は具体的に国はどのような、平成19年の日米合同委員会で、そういうヘリコプターの飛ばし方についても話し合っているのかどうか。そこら辺をちょっと聞かせください。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほど誘導路はないということではなくて、その使っている土地は進入灯敷地として使っていますよということでありまして、誘導路がないということではありません。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 使ってないの？

○長嶺英光代理人(起業者側) その土地はと。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) その土地に限定しているでしょう。

○長嶺英光代理人(起業者側) その土地は誘導路ではないですよ。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) というのは、宮城正雄さんの土地があつて、その宮城正雄さんのおそらくそこら辺に管制、誘導灯ではなくて以外のところにあると思いますよ。滑走路か、あるいは誘導路の部分にあると思うんですよ。

だから、先ほどは普天間飛行場は誘導路はないという言い方をするもんですから、どのようにして飛行機を持ってくるかなと思ったんすけれども。

○當真会長 それでは、先ほどの整理で、単なる用語の使い方の問題かと思いますが、再度、防衛局から確認をしてもらいたいと思います。

誘導路あるいは進入灯敷地というもの自体は、全体としてはあるわけですよね。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。

○當真会長 本件収用対象地に係る土地は、誘導路としては使用されていないということでおろしいですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。

○當真会長 それで、それは進入灯の敷地として使用されているということでよろしいですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。先ほどはそういう意味で話をしました。

○當真会長 という回答のようですので、誘導路自体は全体としては当然あると。ただ、本件敷地の関係では進入灯の敷地として使用されているという回答のようですから、そういう前提でお考えください。

それでは、引き続きどうぞ。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 途中だったんですけども、その業者に委託をして調査を実施しているということですが、これはいつ頃そういった成果品なりがあがってきて、それを活用できるのかということを確認したいんですが。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 現在1月から3月までやっておりまして、また4月以降、引き続き、今調査しているというような状況でございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 1月から3月までの成果品はあがっているということですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) あがっているとは聞いています。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) これは、今後行う四半期に分けての調査のようすれども、あがってきたものは具体的に公表する。それを活用して、常習経路を逸脱しないような取り組みをするものにつなげていくというものはあるんでしょうか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) まだ分析していませんので何ともお答えできませんけれども、基本的にはそういう形がなくなるような形で、我々としては米側と調整していくたいと考えております。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) その資料は公表もされますか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 基本的に公表も含めて、今、検討しているというような状況でございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) ぜひ公表をするように期待しております。

続きまして、この9番の関連ですけれども、先ほど映像による眞喜志さんの意見陳述の中でもありましたけれども、クリアゾーンであるとかAPZ等のものがありまして、これが普天間の場合には、住民地域にかぶさっているという大変危険な実態があるということが明らかになっておりましたが、普天間は直ちになくなるのであれば、閉鎖をするのであれば、こういった問題も全部解消できるわけですが、現実問題として国の方も今回強制使用ということで取り上げを、手続きをしております。

基地としては当分残るということが現実の問題としてあるわけですけれども、この間、航空機は常に夜間も含めて離発着をしております。そういったことで、米軍の基地運用からするとこのクリアゾーンも、APZもクリアできていない。普天間というのは大変欠陥のある施設、米本国であれば当然運用を許されない基地ということになるわけですが、現在、こういった状況をどういうふうに改善するのか。国の方で何か具体的な取り組み、このクリアゾーンやAPZが住民地域にかぶさっていて、危険が発生しているということですね。これを解消する方策。

移設というのは、今、現実にあしたからすぐできるということではないので、仮に皆さんのがいうところの代替施設が完成するまでの間、この普天間というのがずっと残るわけですよね。その間、改善策、具体的対策があるのか。それをお聞かせ願いたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 直ちに改善策があるかといえば、今のところはまだないと。ただ、先ほど調査している段階でどのような方策ができるかという意味で、今検証しているというところでございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 私の質問もあれでしょうけれども、物理的にこのクリアゾーンの問題というのは、対応のしようがないと私は思っているんです。とい

うことは、墜落の危険性ですね。住民地域に対する危険が常につきまとうということです。これは付近の住民も、地元の住民だけではなく私たちも、それから政府のほうも認識をしている問題だと思います。この辺、100%ではなくても何らかの対策というのが望まれると思うんですけども、その辺は何かないですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) クリアゾーンにつきましては、米側が作成し運用している航空施設整合利用ゾーンプログラムに規定されているものと承知しております、当局としましては米側の件についてコメントする立場にはございません。

ただ、航空施設整合利用ゾーンの米国内において騒音、安全性の観点から、飛行場周辺の土地利用のガイドラインを実態に対するように勧告したものであると承知しております。

また、米側は同ガイドラインについては、米国内の実態のためのものであり、海外の航空施設には適用されないとしているところでございます。

いずれにいたしましても、同飛行場の現状を考えれば一刻も早く移設させることが必要と認識しております、同飛行場の移設につきましては本年5月28日の日米合意を踏まえつつ、同時に閣議決定でも強調されたように、国としては沖縄の負担軽減に尽力する所存でございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) ただ今のお答えの確認ですけれども、こういうことですか。クリアゾーンとかAPZというものはアメリカ国内の基地だけに適用のものであって、国外の例えば普天間とかには、アメリカのほうも適用する義務ないし意思はなくてもいいようなものなのかという確認ですね。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほど話しましたように、米国内の実態のためのものであり、海外の航空施設に適用されないとしているところであるというように理解しております。

(「会長、お願ひです」と言う者あり)

○當真会長 お名前をどうぞ。

○眞喜志好一(普天間飛行場土地所有者) 先ほど意見表明をした眞喜志です。

国外においては適用しないということを、今、防衛施設局の長嶺さんがお答えになりましたけれども、そのとおりのことが書いてあるんですか。海外には適用しないと書いていますか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 外務省も我々と同じような答弁で、国外では適用しないという形でなっております。

○眞喜志好一(普天間飛行場土地所有者) 国外では適用しないのではなくて、国外においては相手国(ホスト国)から求めがあればやりなさいと書いていませんか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今の質問にお答えできません。

○眞喜志好一(普天間飛行場土地所有者) お答えできませんって。

○長嶺英光代理人(起業者側) ちょっと資料がありませんので、お答えできません。

○眞喜志好一(普天間飛行場土地所有者) では、次回にということで。

アメリカが持っている飛行場に関する安全基準、そしてその軍の飛行場があるところと民間地域との土地利用の整合性を考えるための基準になっているはずで、そこに国外においてはどのようなことをするのかと書いてあることをきっちりと出してほしい。

そこに書かれているのは、国外においては相手国の求めがあればやりなさいと書かれています。そのことの確認をお願いしたい。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今のは、求釈明で次回お願いしたいと思います。

○當真会長 防衛局、今の求釈明でお願いしたいというのは、釈明文書として出してもらいたいということですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) うちのほうも間違いないように答弁したいので、そういう意味でお願いしたいです。

○當真会長 真喜志さん、今、防衛局からは文書で釈明文書として提出してもらいたいということですが、よろしいですか。それを早目に出していただければ次回に回答がもらえると思いますが、よろしいですね。

それでは、引き続きお願いします。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 今そのホスト国からの件に関してA P Z、クリアゾーンの適用に関するホスト国と米国とのものがありましたけれども、仮にそういうものがあったとして、ホスト国が要求すれば対応するというものがあるとしますと、普天間の場合、日本政府が要求をすればアメリカは対応してくれるんでしょうか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今の質問について、すぐ私のほうが即答というの是非常に無理がありまして、それももしお願いするのであれば、次回答したいと思います。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) これも今の求釈明文書でもって出せばよろしいということでいいですか。

○當真会長 それでよろしいですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。

○當真会長 では、文書で提出していただければ回答をしたいということです。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) わかりました。続けていきたいと思います。

さっきの映像の意見陳述、大変よかったですと思うんですけども、きょう私が聞きたいことをあらかじめ映像でもって出していただいて、具体的にやりとりができるということに大変助かっております。

オスプレイ、これについては、米国の方でも具体的に例えば米海兵隊の2009年度の航空機配備計画というのがありますが、その中でもオスプレイを2012年10月から普天間にほうに配備するということが明言されております。これはアメリカ軍の公式な文書、決定ということであるわけなんですが、これについても最近、日本政府の方も代替基地の方に配備をするということは議論を始めてもいいのではないかみたいな、あいまいな言い方をしていますが、仮に代替基地ができたとする場合にも、それができるまでの間は当然普天間に来るということになるわけです。このことを米軍も明言をしているわけですね。アメリカ自体が公式な軍としての決定でやっているわけですね。これは噂とか何とかいう次元のものではなくて、米軍の確固とした方針ということになっているわけです。

仮に普天間にこのオスプレイが配備をされる。米軍の方は2012年から配備をするということを明言しております。これについて日本政府、沖縄防衛局の方は事実として把握をしているのか。であれば、米軍の方からはどういった事前の説明があるのかということですね。

あと、配備をされた場合の住民との、さっきの映像でもありましたけれども、墜落する非常にショッキングな映像もありました。こういったのが普天間に来るですから、当然、2012年に来ると言っているわけですから、何らかの説明なりがって、皆さんの方でも何らかの対策を立てていると思っております。それについてご説明をお願いしたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今、オスプレイの話ということでおろしいですか。

オスプレイの沖縄配備につきましては、現地点で具体的に決まっているわけがない旨の回答を米側から得ているところでございますが、米軍全体の一般的な方針としてはCH46がオスプレイに代替、更新されていくという認識はしているところでございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) おっしゃるとおり、米軍のCH46を普天間に二個、一個中隊ですか、24機あるということで、この24機をオスプレイに2012年から2013年にかけて替えていくということを米国は明言をしております。それを普天間に配備をするということを、また併せて明言しているわけですね。これは、私が憶測で言っていることではなくて、米軍が公式に海兵隊の2009会計年度の航空機配備計画というもので配備をするということを言っているわけですね。今2010年、アメリカの会計年度でいうともう2011年になるわけですね。その次の年、もう来年度には配備をすると言っているわけです。

ですから、公式に何らかの話はあってしかるべきだと思いますけれども、まさか前日になって来ますよということではないと思うんですよね。ですから、大変問題含みの飛行機ですから、当然それに対する事前の説明なりはあるかと思うんですけれども、この辺は率直に言ってもらったほうがいいのではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどと同じ答えになりますけれども、オスプレイの沖縄配備については、現時点で具体的に決まっているわけではない旨の回答を我々としては得ていると。米軍全体の一般的な方針としては、CH46からオスプレイに代替、更新されていくと認識しているところでございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) これはあれでしょうか。現実に来るということは米軍は明言をしているわけですから、いつの段階かは私がわからないですが、事前に米軍から皆さんのはうにそういった説明、連絡なりが来るかと思うんですが、これは来るとなれば、大体いつ頃そういったのが皆さんのところには来るんでしょうか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) まだ具体的にそのような、答えるようなことはできかねます。要するに、我々としてもまだ米側から回答を得ていませんので、いつ頃というのはちょっと申しかねますということです。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 米軍のほうでは、この配備をするということも明言していますけれども、普天間に配備をした場合にはどういった飛行経路をするのか

ということも、既に国防総省のほうでは2007年の仕様書の中で普天間に配備をして、これがどういった飛行をするのかという、米軍は世界中の米軍基地とか民間空港の飛行経路を資料として持っている、毎年それをつくっているらしいんですけども、その中の2007年度版では普天間にオスプレイ、これにはオスプレイとは書いていませんけれども、ティルトローターの飛行機ですね。さっき言った可変プロペラがついていて、それが稼働して離着陸をするような飛行機ですね、米軍では現在ティルトローターの飛行機というのはオスプレイしかありませんから、オスプレイのことを指しているのは明らかなんすけれども、このティルトローターの飛行機を普天間に配備するということを具体的に仕様書の中で言っているわけですよ。

これは米軍の中で確定している、規定している間違いない方針、決定なわけですね。これが2012年には来るというような状況の中で、皆さんのはうに何ら連絡はないということですけれども、米軍が公式にそういうことを言っている以上、皆さんのはうからこれを確認するということも方法としてはあるのではないかと思いますけれども、これを確認する、皆さんから直接米軍に確認ができないのであれば、もしくは本省のはうに照会をするということもすべきではないか。これは、皆さんのがこういった強制使用の手続きをして、米軍に基地を提供するわけですから、そういった危険なオスプレイが来るとなると、当然そういったのは情報として仕入れて広く住民に周知をするというか、教える、知らせる、そういった情報公開の義務はあるのではないかというふうに思っています。

そういった今言ったようなことで、米軍に対してあるいは日本政府を経由してもいいですけれども、このオスプレイの配備について時期的なものを確認することはやらないのか。そういったのをお尋ねしたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 基本的に外交交渉につきましては外務省のはうで所管しております、我々としても外務省のはうから情報を得て、そういった形でもし仮に情報が得られれば地元のはうには伝えていくというのが今までのやり方でございまして、基本的には外交交渉になろうかと思います。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 基本的に外交交渉、当然その外交交渉でもあるんですが、これが5年とか10年の話になればそういうこともあるんですが、2012年には来ると言っているわけですよね。当然、来るとなると格納庫とかの施設もつくる、これは日本政府の思いやり予算などで手当てをすることになるかと思うんです。そういった準備

というのも当然発生してくるわけですから、皆さんの事務的な流れからしても、そろそろそういう事実を把握することができないと困るんじゃないかというふうにも思つたりするわけですね。

それよりも何よりも、住民が不安に思っているものが来るということははっきりしているわけですから、これについては皆さんで情報を入手して市民に知らせていくということは、当然、皆さんの職務としてあるかと思うんですよ。これはやっていただきたいと思っています。

重ねてお尋ねしますが、そういうものをやる意思があるのか、あるいはしないのか。あるいは、やるとすればいつ頃にそういうのが可能なのか。再度、お尋ねしたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどもお話しいたしましたけれども、オスプレイの沖縄配備については現時点では具体的に決まっているわけではない旨の回答を、我々としては米側から得ていると。そういう意味で、いつの時点でどうだろうかということについてはちょっとお答えできかねますということでございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 米軍が皆さんに公式にはいってないということですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 外務省を通じてでございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) アメリカが外務省を通じて皆さんに言ってきてないということでよろしいですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) そうです。

(「外務省はあんた方に嘘ついているんじゃないの」と言う者あり)

○當真会長 今の本永さんの質問のとおりですという回答になりますか。今の外務省を通じて言ってきていないということですね。

○長嶺英光代理人(起業者側) そういうことです。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 新たな機種の配備とか、そういう普天間基地の運用に関する事項というのは、すべてアメリカから外務省経由で皆さんの方に来るんですか。例えば防衛省を通じて、その中の一組織である皆さんの方に来るのか。いろいろなルートがあると思うんですけども、これはもう必ず外務省から皆さんにとい

うルートしかないんですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) ただ、いろいろなケースがあると思いまして、一概には何とも言えませんけれども、同時に来る場合もあるでしょうし、日米合同委員会の場でお話しされることもあるかと思います。ただ、それぞれのルートがあって、若干一概には言えないのかなと思っております。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 繰り返しになりますが、当然、皆さんのはうでもオスプレイが来たとなると具体的にいろいろな工事等も出てきますから、予算措置も出てくるわけでして、これはそういったものをやるためにも事前に情報が来るはずです。いきなり来るということではないですね。2012年に来るとすれば、逆算をしていつ頃には情報が来ないと皆さんのはうでも事務的に困るというのが、時期があるかと思います。

それでも結構ですので、そういった情報が皆さんのはうに来るのは大体いつ頃かなということを尋ねたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) だから、今の質問に対しては、我々としては想像でものを言えませんので、ちょっとお答えできかねますということです。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 本局というんですか、本省というんですか、外務省には皆さんのほうからは直接聞けないと思うので、防衛省、東京のほうに本省がありますよね。そこに聞いてみるということもできないんですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほども申しましたように、現時点で具体的に決まっているわけではない旨の回答を我々は得ているという中で、お答えできかねますということでございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 米国も正式に決定しているということですけれども、肝心の日本政府がはぐらかしている状況で、皆さんがいつということをお答えするのは難しいかもしれないという立場はあるかもしれません、これは単に私と皆さんとのやりとりということではなくて、オスプレイという大変危険な航空機が来るということをアメリカ自体が明言をしている。時期的なものも含めて明言をしているという中で、これを今お答えになったような形で「わからない」ということを言われてしまうと、これは

県民、世論からしても当然見過ごせない問題であるかと思うんですよ。

このオスプレイの問題については、いわゆる代替基地と言われているところに配備がされようとしているわけですけれども、普天間にもその可能性が来るんですが、その後は代替基地のほうにも配備をするということは明らかです。そのことに対して名護市長も非常に抗議をしていますし、あの仲井眞知事でさえも不快感を表明している。ましてや、地元の誘致派と言われている方々でさえも、この間オスプレイの件について何も本当のことを見かされてないということで怒っているわけですね。

ましてや、その一般の県民の世論というのは、これがまた例のさつきのように知っているけれども知らなかつたということで、後でばれたときには皆さんに批判を受けるわけですね。皆さんにとっても今後の皆さんの業務を進めていく上でも信頼関係を、これは僕が言うようなことではないんですが、住民との信頼関係をつくっていく上でもマイナスになると思うんですよ。

そういう意味からも、米軍基地の75%は沖縄にあるわけですから、皆さんは防衛省の中でもそういった大部分の米軍基地をしょって立っているという自負があるんじゃないとか、変な言い方ですけれども、思っているわけですから、その辺はぜひ皆さんのはうから本省のほうに聞いてみてください。もし聞いているのであれば、速やかにそれを公表してください。それが皆さんのためにもなりますし、あるいは県民のためにもなるわけですから。

これは別に隠して得するとか、損するとかという問題ではなくて、公表することによってお互いに利益になるですから、そこら辺はきちんとやってほしいと思います。

(挙手する者あり)

○當真会長 休憩を少し入れたいので、簡単にお願いします。

○真喜志好一(普天間飛行場土地所有者) 真喜志です。

今、本永さんが質問したオスプレイ配備問題についての関連質問です。

先ほど僕の映像の中で、1996年11月27日に在日米軍司令部からアメリカ大使館などに送ったFAXの紹介をしました。その中に日本政府側がつくった想定問答が含まれていることも紹介しました。この想定質問の英語の原文の中に「D F A B」とあるんですが、D F A Bというのは那覇防衛施設局の英語略称ですよね。そのことを確認しておきたい。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) D F A Bであれば、元那覇防衛施設局の略称です。

○真喜志好一(普天間飛行場土地所有者) この想定質問の中には、「D F A Bのために次のようなQ&A」と書いてあるんですよ。つまり、1996年11月27日の時点では、少なくともD F A B(那覇防衛施設局)はオスプレイの問題について、直接アメリカ側に要請していくことになるのだが、このことについては求釈明で求めます。

○當真会長 わかりました。

それでは、求釈明事項については書面でお出しitだければ、防衛局は対応したいということですので、よろしくお願ひします。

さて、休憩を入れたいと思います。約15分休憩を入れまして、3時ちょうどから再開したいと思います。求釈明の続きは、9はこれで終了として、次は10のほうからお願ひしたいと思います。

15分程度、休憩いたします。

(午後2時45分 休憩)

(午後3時 再開)

○當真会長 それでは、再開いたします。

引き続き、求釈明をお願いしたいと思いますが、第1の10からお願いしたいと思います。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) では、続けていきたいと思います。

10番、本施設から発生する騒音に関する調査資料を持っているのであれば、明らかにされたいということですね。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 本件については、裁決の申請に当たって提出することとされている裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに当たって提出することとされている明渡裁決の申立書、及びこれとともに提出することとされている書類に記すべき内容とは関わりがない事項でございまして、審議になじまないものであると考えておりますが、参考までに申しますと、普天間飛行場周辺で実施しております住宅防音工事の助成対象区域である第一種区域指定後の航空機騒音の実態を把握するため、滑走路両端付近2カ所を含む同飛行場の東西南北の計4カ所に航空機騒音自動測定装置を設置し、常時騒音の発生状況等の測定調査を実施しております、その結果につきましては当局のホームページに掲載しているところでございます。これを参考にされたいと思っております。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 4カ所に騒音測定ポイントを設けて測定をさ

れているということですけれども、あれでしょうか。このホームページも見たつもりですけれども、私がちょっと不慣れなせいかきちんとした確認ができないんです。

例えばこの4カ所で測定をされていまして、今、日米のほうで夜間・深夜早朝の取り決めがありますよね。なるべく飛行はしないという。その取り決めの中での10時から翌朝6時までの間に飛行をなるべくしないということでされているわけですけれども、実際に飛んでいるわけですが、皆さんのはうでこの4カ所を測定されて、この時間帯に発生した騒音というのは件数とか数量的に把握をされているのであれば、それをお聞かせ願いたいんですけれども。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほど申しましたように、そういったホームページに載せておりますので、それを参考にされたいということで、うちのはうも持ってきておりません。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) ちなみに、沖縄県のほうでは8カ所、市内に騒音測定局を設けて24時間体制で騒音測定されていまして、県のほうは探しやすかったので資料として私もコピーをとってきたんですけども、その中ではいわゆる深夜・早朝の騒音ということで、例えば22時から24時の間は114回、騒音が発生しております。0時から7時の間にもほぼ同等の騒音が発生しているということで、この日米の取り組めは実効力が果たしてあるのかという疑問も湧いてくるわけですね。

この間、夜間の飛行差し止めということも、住民のはうからいろいろ裁判などを通して要求されているわけですけれども、現実には日米の取り決めも含めてそれが守られてないという現状です。この間、国のはうでも地位協定の運用改善ということで、盛んに地位協定自体の改定ではなくて運用の改善ということでされているわけですけれども、百歩譲つてその運用の改善という立場に立つとしても、こういった騒音について、せめて夜間の騒音については、きちんと地位協定の運用改善もやるんだという意気込みを国のはうは示しているですから、消極的かもしれませんけれども言っているわけですからね。その辺の騒音の改善ができないのかなというふうに思ったりするわけですね。

その辺について、皆さんのはうでも4カ所のポイントを設けて測定をしているわけですから、それを何らかの対策に生かしていくということも考えられていると思うんですよね。そこで、皆さんの把握した騒音を、具体的にどういうふうに騒音をなくすために活用していくのか。そういう取り組みも含めて、やっているのであればこの機会に教えていただ

けたらなと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 地域住民等から夜間の騒音が非常に厳しいというような形で、確かに当局にも抗議に来られる場合もございます。その際には、我々としても担当のほうからいろいろ状況を聞きながら、また、地域住民の方々の抗議につきましては適宜、類似の機会に米側にも申し入れながら、騒音規制措置を遵守してほしいというような形で米側に申し入れたりしております。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) この際だからお尋ねしますが、こうやって聞くと米軍はどんな反応を示しますか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) ちょっと反応といいますと、基本的に米側としても騒音規制措置を遵守するという立場にはとっておりませんけれども、我々が申し入れたことに対する反対というようなことはございません。できるだけ、多分、米軍も規制措置を守つていっているのではないかと考えております。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) いわゆる日本的にいようと、米軍のほうも「遵守する」みたいな態度なんですよね。実際には全然遵守されてないんですけども、前向きに検討するという、英語でどういうふうに言うのかちょっとわからないですが、そういういわゆる役所的な対応をしているのかなという状況が想像できるわけです。

皆さんも苦情の窓口があるんですかね。国のほうも何か個別の苦情窓口があるんですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) うちのほうにも苦情の電話は来たりしまして、状況を全部記録しております、騒音の苦情状況の記録を毎月、本省にも送っております。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) ちなみに、宜野湾市のはうは基地被害110番という窓口を設けていまして、24時間対応でこの騒音等に関する、基地被害に対する苦情を受け付けていまして、ホームページにも苦情といいますか、住民からの訴えが載っておりますが、本当に夜間の騒音に対して非常に困っているという実情が浮き彫りになってます。

例を挙げますと、これは住民からの苦情の内容ですね。「今、夜の11時です。まだヘリコプターが飛んでいます」なんてことが頻繁に載っているわけですね。こういった具体的な苦情があるわけですが、皆さんのはうでもそれを受けとめて、米軍に対しても要望して

いるということがあるわけですけれども、もう一歩これを進めて、本当に実効性のあるような取り組みができないものなんですかね。

例えば、これがアメリカ本国であると、こういった騒音が住民からあった場合には、米軍も何らかの対応をするとと思うんですよ。ところが、沖縄ではそれが全くされていない。皆さんは努力されているんでしょうが、米軍はそれに応じてくれないというような状況があります。これ、本当にどうにかならんもんでしょうかね。皆さんのはうでも、それに対して日々対応を考えられていると思うんですけれども、そういう取り組みですね、検討中のものもあれば、何か米軍に対する要請以外にあるのであれば、それを聞かせてほしいなと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどお話ししましたように、類似の機会に米側に対しては、我々としては騒音の苦情があるということと、あとは航空機騒音の規制措置を十分守ってほしいというような形で、我々としては今のところ申し入れているというような状況でございます。

○有銘政夫(普天間飛行場土地所有者) 有銘です。

今のお話ですけれども、「規制」という言葉を使っていますよね。規制という場合には一応、基準があると思うんですよ。その基準は本当にありますか。

例えば、住民から言いますよね。私たちこの収用委員会の場でも何回か、この使用について具体的な問題として問題提起しているわけですよ。運用改善とか言うけれども、運用改善ということは、できるならば改善できるわけですよね。しかし、運用改善やりますと言ひながら、やらないという責任は誰がとるんですか。アメリカにとらすというのか、皆さんがとるというのかね。

これは国として出てきているわけだから、今さっきもおっしゃいましたよね。基準を守るようにと。その基準、本当にありますか。基準があれば、これを超えたときに守らせる手段がなければ何の意味もないんですよ。だから、常にそういう形でごまかしているようでは、僕らの要求というものは、ただ単にこちらで言い合っているだけで。

もし皆さんがそういう考え方だったら、「これはアメリカに直接に言ってくれ」と言ってもらえませんか。その橋渡しは皆さんやらんといかんでしょう。要求しているこちらは相手なんだから。皆さんは交渉する相手なんだから。仲立ちをしている皆さんが曖昧では、僕らはこの場でただ時間を潰してやりとりしているだけですからね。

もう一回はっきり申し上げます。「基準」と今、言いました。あるんですか、本当に。あるならば、例えば騒音について、どの時点、どれぐらいのdBになつたらこれは超えていいから、規制の基準だからこうやっていますと、はっきりおっしゃっていただけませんか。お願ひします。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) まず、夜間の10時から基本的には翌朝の6時まで飛行しないという基準がございます。それと、あと、ただ、米側の運用の中で但し書きで、米軍の運用に必要な場合はその限りでないというような形で、一部、10時以降でも米軍の運用に資する場合には飛べることにはなっております。

○有銘政夫(普天間飛行場土地所有者) だから、逃げないでくださいよ。運用改善でやりますというのも必ず言っているんです。運用で駄目だったら、運用でも駄目ですと言ってくださいよ。責められると運用改善でやりますと言つて、今、聞いたら、基準はありますと。ただし、これはアメリカの運用だから、向こうがそう言つたらやむを得ませんと。なら、「運用改善」という言葉は使わないでください。もし使うなら、これは今までこうなつてているけど、こういうように運用改善をさせますと。できるか、できないかは、これ交渉相手ですから。何もかも曖昧にして。今、言葉の遊びではないですよ。

夜間・早朝、運用上やむを得ませんと言つたら、運用上とは何ですかと。こういう運用上で駄目だと言われた。これは認めざるを得ませんと。これだけ明確な数字が出てこないとしようがないじゃないですか。皆さんが当たる側だのに、こんないい加減なことでもつともらしく出てくるようではいかんですよ。誰が責任を持つんですか。

もう一度ちゃんと答えてください。どの辺まできちつと詰めているのか。もし詰めきれないなら、その理由は何だということをはっきりしてください。そうしないと、僕たちは次のときにも同じことしか言い合えないじゃないですか。そんな答弁を聞きに来ているつもりはありません。よろしくお願ひします。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) これは5月28日の日米安全保障協議委員会の中での、たまたまこれは嘉手納飛行場のほうしか書いていませんけれども、嘉手納飛行場におけるさらなる騒音軽減への決意を確認したということがございますので、そういう意味では当然普天間も含まれるのかなという意味では思いますけれども、具体的に「普天間」と書いていませんので、ちょっとお答えはしかねますけど、類似の機会に米側と日本側とにおい

て飛行場の騒音軽減については、基本的に何らかの関心を持っているというふうに認識はしております。

ただ、どのように改善しているのかということについては、私はちょっと交渉の立場に入っていませんので具体的にお答えすることはできかねます。

(「あんた方が関心持とうと持たないと、関係ないんだよ。具体的に被害があるから言っているんだよ」と言う者あり)

○當真会長 では、引き続き。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) この辺は従前でしたら、例えば復帰前とか復帰直後でしたら、土・日も関係なく飛行機は飛んでいたと思うんですよね。ところが今は、土・日は平日に比べれば比較的離発着は少ないのかなという印象を受けるんですが、その辺がちょっと変わってきてはいるわけですよね。

ですから、運用改善ということであれば、運用改善なんていうのは本当におもしろくない話ですけれども、具体的に夜間の騒音を止めるという努力もできるのではないかと思います。これは米軍の都合によって左右されるということではなくて、実際に飛んでいる飛行機がどういう目的で飛んでいるのかということもあると思うんですよね。本当にそれが必要な飛行なのかどうかも含めて。「必要」としか言わないと思うんですが、そこら辺が政治であって、アメリカと日本が対等な立場でもって協議をしていて夜間の騒音を減らすという努力も、皆さんの立場であったとしても、それはあり得ることだと思うんですよ。それはやっていただきたい。夜間の騒音はどうしても最低限止めていただきたいというのがあります。

これは、米軍の運用だからということで済むのではなくて、具体的にそれは皆さんと米軍とで、日本とアメリカとで話し合いをしていて、夜間の騒音はやめようじゃないかということに至るのは可能だと思うんですよ。これ米軍の都合だからということではなくて、基地を提供しているのは日本政府、皆さんですから、これは責任を持ってやっていただきたいというのが1つ、私たちの訴えとしてあるわけですね。

(「すみません、今の関連で」と言う者あり)

○當真会長 お名前を。

○茂野俊哉(普天間飛行場土地所有者) 茂野です。普天間の土地所有者です。

その騒音に関してなんですかとも、住民から苦情があった場合に、その苦情を受けて米軍側に基準を守るように要請をしていると言っているんですけども、当然それは何回

もあるので、ここ1年ぐらいの間で何回かあったのだろうと思うのですが、それがいつ米軍に対して要請を行ったのか。そのとき、米軍の要請を受けたときの回答がどういう回答であったのかというのは、当然記録に残していると思うので、今は当然ないでしょうから、次回明らかにしていただきたいんですが。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) この質問につきましても、求釈明のほうでお願いできたら我々としては回答したいと思っています。

○茂野俊哉(普天間飛行場土地所有者) では、求釈明しますのでお願ひします。

○當真会長 では、それはそういうことでお願いしましょう。

引き続き、求釈明をお願いします。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) はい。進めていきたいと思います。

11番のほうですね。これはきょう一番大事なところかなと思いますけれども、本施設における薬剤、化学物質の使用実態を明らかにされたいということですね。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 普天間飛行場において、どのような薬剤、化学物質がどのように使用されているのかについては、我々として承知しておりませんが、同飛行場の運用に必要なものについては、米軍として適切に使用、管理がなされているものと考えております。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) きょうこの求釈明でもって薬剤等のことを尋ねているのは、これまで返還された基地については、ほとんど油であるとか、P C B であるとか、重金属、そういったので汚染されているというのが確認をされている。そういう事実に基づいて、いずれは返還される普天間についても、こういったことが当然起こり得るだろうということの問題意識のもとで質問しているわけですね。

これまで米軍がそういった環境に関する法令を守っているのであれば、そういった汚染は当然起きてないはずですよね。今のお答えでは、そういった法令を守って適正にやられているという趣旨のことをおっしゃっていたわけですが、何を使っているのかもわからぬということですけれども、例えば米軍基地ということでもってイメージしにくい部分が私も含めて一般の人たちの中にはありますが、よく考えてみると、米軍基地というのはいろいろなもの複合的な工場みたいなものです。

例えば、車を使っていますよね、軍用車両。当然その修理のために工場があって、そこ

では油、潤滑油を使ったり、燃料を使ったり、あるいはいろいろな薬剤を使ったりしますし、飛行機についても洗浄をしたりいろいろな薬剤を使うわけです。こういった米軍の基地で何を使っているのかという資料がなかったので、ちょっとネットで検索をしてみまし
たら、これは民間航空機ですけれども、民間航空機の整備に関する資料が出てきました、そこで、その場合に航空会社で取り扱う主な薬品ということで出ていました。

現在、日本の国内法ではそういった薬品、化学物質についてはいろいろなレベルでもつて規制がされております。例えば化学物質排出把握管理促進法というのがありますと、そこではいろいろな化学物質を特定しております。特に第一種指定化学物質ということで、人体とか生態系に有害にもかかわらず、一たん環境に出た場合には広く拡散していく非常にやっかいな物質ということで特定されているわけですね。さらに、その中には特定第一種化学物質ということで、いわゆる発がん性のある非常に危険な薬物があるということで指定をされています。

今、航空会社のほうで航空機の整備に使う薬物ということで出てきているわけですから、これ民間航空ということなんですが、例えば部品のメッキに酸化カドミウムというものを使っているようとして、これが発がん性のある物質ということになっております。あと、そのほかにもニッケル化合物であるとか、あるいは酸化クロムとかいろいろな有害な薬品を使っております。これは軍用でなくて、あくまでも民間の航空会社なんですね。そういうところで飛行機を整備する段階でいろいろな薬品を使っていて、それは大変に危険な薬品であるということで、管理が厳重に法律でも定められているわけですね。

同じく航空機を扱っている米軍、普天間基地ですから、当然その類似の薬品は使っているだろうということは容易に想像がつくわけですね。これは今言ったように、発がん性のある物質も含めて幅広くいろいろな薬品を使っているということです。さらに、さかのぼって今までの基地返還の事例を見ていくと、例えば恩納通信所跡では汚水処理施設の中からP C Bが見つかったりとか、重金属類が見つかったりしていますよね。あと、キャンプ・瑞慶覧では区画整理をしていますけれども、廃油のドラム缶が出てきたということでですね。現在も国のほうで浄化作業中ということですね。

ちょっとそこでよく考えてほしいんですけども、いわゆる不注意でもって油を流したとかという事故ではないようですね、これは。ドラム缶を埋めるというのは、明らかにこれ不法投棄ですね。これは環境法令を遵守する以前の問題であって、普通には日本の法令でいえば産廃の不法投棄ということで、3年以下の懲役だったりとか、1,000万円の罰

金だったりとかいう非常に厳罰に処せられるような行為なんですよね。そんなのが返還された基地ではあちこちで発生しているということです。

そういうことからすると、さっき答弁にもありましたように、米軍が法令を遵守して適正にそういった薬品を扱っているということは、そうかなというふうに疑わざるを得ないわけですよ。

普天間基地だけに限っても、例えば1999年から2006年にかけて油漏れだけでも16回発生していて、そのうち1件しか日本には通報されてないということが国会のほうでも取り上げられていましたね。その際に、当時の中曾根外務大臣がこの16件についても詳細を米軍に照会をするということを言っていました。その後の経過を追っているんですが、私の探し方が悪いのかもしれません、回答があったというようなものにまだ巡り会っていない。回答を聞いてないですね。その16件がどうなったのなどを、きょう確認したいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今の話ですけど、この件について我々も今資料を持っていますし、もし求釈明で要求してもらえるんだったら、我々としても米側と調整しながら今の16件について検証してみたいと思っています。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 特に重要なことでして、私たち地権者としては、私は普天間基地、さっき誘導灯のところに土地を持っているわけですけれども、将来、返還された際にはそこでイモでも植えてやりたいなと思っています。それで土壤汚染というのは非常にゆゆしき問題なわけですね。その16件、今16件と言いましたけれども、類似の事例として皆さんのはうがよくご存じかと思うんですけども、横田基地でも同様に1999年から2006年まで90件の油漏れが発生しているということです。向こうは空軍の管轄で、普天間は海兵隊の管轄ということで管轄が違うんですが、16件というのはいかにも少ないのでないかなと思います。

この問題を情報公開で明らかにした方もおっしゃっていましたけれども、要はもっとあるんじゃないかなということです。さっき16件の外務大臣がアメリカに照会しているということも、当然ご回答いただきますけれども、その他にもあるんじゃないかなという疑念があるわけですね。それについても併せて把握をしていただきたい。これも併せて求釈明していくかと思います。

○當真会長 では、関連で後ろの方。

○茂野俊哉(普天間飛行場土地所有者) 普天間土地所有者の茂野です。

そもそも求釈明で薬剤、化学物質の使用実態を明らかにされたいという質問をしているわけで、そこについて特に知る立場ではないから答えられないと答えてしまっていて、それを認めた形で今ずっと話しているんですけど。

僕は、そうではなくて、薬剤、化学物質の使用実態をアメリカ側に問い合わせていませんよね。問い合わせていただけますか。まず、今までの経緯からすれば問い合わせるべきだと思うんです。問い合わせていただきたいんですが。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 求釈明にあたりまして、まず米側にも照会して回答したいと思っています。

○茂野俊哉(普天間飛行場土地所有者) まず、この求釈明が出た場合にするのが本筋ですよね。なぜしなかったんですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 漠然としていて、我々としてもどういう形で答えていこうかというのがございまして、今回はこういう形でお答えしました。

○茂野俊哉(普天間飛行場土地所有者) それでは、あえて文書でもう一度というのはおかしな話ですので、これは以前求釈明されていますので、改めて具体的にこれは米側に確認するということで進めてください。

求釈明の文書を、これ以上具体的に書くというのは難しいと思うんです。それは今ここで話されたことで理解されると思いますので、ここで間違いが発生するということはないと思います。アメリカ側に確認して、次回ぜひ明らかにしてください。あるいは、アメリカ側が、いやいやそれは秘密で答えることはできないというふうに言われて、どうしてもできませんでしたとか、そういう話であるのかどうかということあります。

○當真会長 それでは、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) ですから、化学物質という言い方をされていますので、どこまでが化学物質になるのかということで、逆に薬品名とかそういうものを入れてもらえば、我々としても聞きやすいですよと。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) この辺は、皆さんの組織である自衛隊のほうでもそうだと思いますけれども、米軍のほうでも自分らで使用している化学物質等については全部基地のマスタープランなり何なりでありますから、そこを請求すれば済む話で

すので、それはやっていただきたいと思いますが、それを求釈明としてお願ひしますね。

あと、さつきの16件の油の流出があったんですが、そのときの外務大臣の答弁では、1997年の日米合意に関連しているんですね。こういった事件・事故が発生したときにアメリカが日本に通報する・しないの基準として、基地内での公共の安全に影響を及ぼす事件・事故というふうに定義をしていますが、この影響を及ぼす事件・事故というのはどの程度の事件・事故なのか。例えば油が何リットル出たら重大な事件なのかとか、P C Bですね。P C Bはどこの基地でも扱っていますから、変圧トランス。これはどこの基地でも使っていて、保管をしていている分は必ずありますから、これは普天間も当然ありますし、それが流出しているというのも当然ありますから、そういうものがどれだけ量的に出たら重大なのか、重大ではないのか、基準が当然あるはずですよね。主觀でもって、これは危ない、これは大丈夫だということではないと思うので、基準があるはずです。それをどういったのが基地内での公共の安全に影響を及ぼす事件・事故なのかという基準を明らかにされたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) これは先ほど16件の事項の関係と一緒にですよね、今の基準というのは。確かに基準があったと私も記憶しておりますし、多分それと同じような形で、基準も併せて求釈明してもらえばいいのかなと思っておりますけど。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 今この質問をしたのは、こういう問題意識です。

16件は、当然米軍も認めていることなので回答していただくんですけれども、それ以外にも、要はうやむやになっているものが多数あると思うんですよ。これはそういった今言った、日米の合意での基準に基づく判断なのかというのも当然出できますよね。それに基づいて公表していないのかというのがありますので、米軍のほうでおそらくいつ、どれだけの量をこぼしたのかというのは、多少にかかわらず記録として残っているはずですから、それと、あと今の基準ですね。これを照らし合わせれば、この基準に基づいて通報してないのかどうかというのがわかります。

中には大量に、公表する、通報する基準を超えているにもかかわらず通報していないものもあると思います。それは間違いないあると思います。この辺を併せて確認をしていただきたい。そうすると、米軍が基地内でいかなる汚染の処理をしているのか。米軍の問題意識も含めてわかると思いますので、そこも16件とはまた別に基準のことと、あと基準に

かかわらず流出したものがあると思いますので、それも教えていただきたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) ただ今「基準、基準」と言っていますけれども、私の基準というイメージは今の16件の中で、どういう形で本来報告すべきだったのかという意味の基準というイメージで考えて答弁したいと思っているんですよ。ただ、漠然と基準と言ったときには、我々も米側に何を聞いていいかわからない部分がありますので。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) では、こう考えさせていただきたいと思います。

外務大臣がアメリカに照会中の16件というのは、これ最低限、これはあるということははっきりしているわけですから回答していただく。

あと、それとは別にこの基準の内容ですね。量的なものでの判断なのか、いろいろな基準があつてそれを判断すると思いますので、その基準を明らかにされたいということと、あと、それ以外にも、戦後から現在まで普天間基地は米軍が運用しているわけですから、この間いつの時期、当初からあればいいんですが、今までの事件・事故の履歴というのがあるはずです。これは基準にかかわらず、皆さんができる部分を把握していただいて、こちらに知らせてほしい。これは求釈明ということですね。

○當真会長 今の本永さんの話は、そういう釈明事項を文書で釈明文書として提出するので、それに回答してくれと。そういう趣旨ですか。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) もう文書は出ているわけですから、基準とかあんまり難しく考えなくていいと思うんですよ。

要するに化学物質、有害化学物質、薬剤等が基地の中にあるわけですね。その取り扱い要領とか、それから一定の許容量とかあると思うんですね。そういうものを出してくださいといふことです。取り扱い基準、保管基準とかあると思いますので。

それから、1つの施設の中にどれぐらいのものがあるのか、保管されているのかどうかですね。もし容量についての制限があるんだったら、その制限とか量を明らかにしてほしいというように思うんですよ、そういう形で。

わざわざ文書で出さなくてもよろしいですから、せっかくこの11番で文書が出ているわけですから、それに関連して皆さんのはうで問い合わせていただければ、16件の質問事項と同じようにそれと併せてやっていただければ助かります。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 16件については、求釈明でやってもらうということで

いいんですよね。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) この16件というのは、国会でも取り上げられたことなので公知の事実ということですね。事実内容にも、私が確認している16件という数字自体にも間違いないと思いますし、外務大臣もそのように言っているわけですから、それがその後どうなったかということですね。出していただきたい。これはもう。

(「防衛局は起こってないという認識なんですか。16件は起こっているという認識を持っているんですか」と言う者あり)

○當真会長 本永さんの今釈明中ですので、もう少し釈明続けますか。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) これは、あれですか。文書で出さないといけない内容ですか。今、口頭で言ったもので、記録としても皆さんとどめているかと思われる所以。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 我々としては、やっぱり正確に答えるためには文書で出してもらいたいということでございます。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 骨子として出しているので、きょうは口頭で求釈明をしていますので、それをやっていただきたいなと思います。文書での追加の提出はないというふうにお願いしたいんですが。

○長嶺英光代理人(起業者側) 文書でお願いしたいです。

○當真会長 防衛局、確認しますが、文書で釈明文書が出てくれば回答を準備するということですかね。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。

○當真会長 地権者はどうですか。文書を出す予定はありますか。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) もう11番ではっきり出ているわけでしょう。出ているわけですから、その中で関連しての質問事項ですし、当然難しく構えなくてもいいと思うんですよ。簡単に説明すればいいですから。

わかりきったことをさらに文書で明確にしてくださいというのは、やっぱり問題ですし、この審理の中で何が問題になっているか、皆さんの頭の中で当然整理されているわけですから、そのことを問い合わせして回答していただければいいと思います。改めて文書で出さなくともよろしいんじゃないでしょうか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 私としては、あくまで求釈明でお願いしたいということです。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 今のが、お互にやりとりしていますが、これが求釈明かなと認識しているんですけれども。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 皆さんにお聞きになりたいということで私は聞いていますので、そういう意味では文書でお願いしたいと。

(「関連で」と言う者あり)

○當真会長 はい、どうぞ。お名前をお願いします。

○照屋秀傳(普天間飛行場土地所有者・反戦地主会代表) 地主の照屋秀傳と申します。

ただいまの防衛局の話の中身は、これ不真面目。普天間飛行場でどういうふうな化学物質や薬品が使われているかということになると、この化学物質の中には毒性もあるわけよ。そうすると、普天間飛行場の麓というか大山方面、真志喜方面、向こうには湧水がいっぱいあるのよ。羽衣伝説で有名な泉もあるし、それから中部一帯、県内で有数のターンム(田芋)地帯がある。もし防衛施設局の中にまじめな人間がいるとするならば、少なくともウチナーンチュの安全を考える職員がいるならば、こちらから言われる前にあの泉の水を調べる、ターンム畑の土質を調べる、水を調べる。このぐらいの誠意があって当たり前じゃないかな。僕はそう思うよ。

文書で具体的にこの基準とか何とかは漠然としてわからないと言うんだが、基準というのは危険度と安全度の境目ぐらいだよ。そのぐらいの常識もわからないでわざわざ文書で出せとか何とかぐじゅぐじゅ言ふことは、防衛施設局は極めて不真面目。

こういう立場であるもんだから、僕の家に来て契約書を見せろと言ったって、持つてこない。中に入つて話をしようじゃないか、条件が合えば契約もするかもしれないよと何度も言うんだけど、それもしないさ。だから、あんた方の不真面目な態度が玄関先からぶんぶん臭うもんだから、契約できないんだよ。

収用委員会の皆さん、こういう不真面目な人たちが沖縄の農民の、県民の土地を取り上げて、アメリカにご自由に使ってくださいと提供するもんだから僕らも困っているのよ。もう少し真面目に。こちらが1つ質問をすれば、5つ6つぐらいの調査をして、実はこういうこともありましたけど、県民の皆さん辛抱していただいてありがとう、大変ですねと。

さっき負担軽減で頑張っていると言われたけど、負担とは何なのか、軽減とは何なのか。むしろのことと僕は逆に聞きたいなと思うんですね。だから、そのような態度では公開審理も身のあるものにならない。もっと真面目にやってもらいたい。那覇防衛局の皆さんにそういうことを要求したいなというふうに思います。黙っておこうかと思いましたけれども、いたたまれずに立ちました。すみませんでした。

○城間勝(普天間飛行場土地所有者) 関連してです。普天間地主の城間勝といいます。

収用委員会の皆さんも、それからこちらに参加している傍聴も含めての県民の皆さんもよくご存じだと思いますが、これまで米軍が返還された跡地についていろいろな薬品が使われてきて、返還されてもすぐ使えないということで、それを浄化するためにいろいろな手立てがずっと現在でも続いているんですよね。

こういう実態というのはどうして発生してきているかというと、米軍は現在の地位協定上、原状回復義務も何もない。やりたい放題、何でも使いたい放題やってきているんですよね。それは日本政府の責任なんですよ。我々の土地を勝手に取り上げて、ある意味で奪って、あの普天間飛行場は先ほど映像でもありましたように、私たちを収容所に入れていて間に奪ってつくったところなんですよ。こういうつくられてきて基地の中で、やりたい放題にいろいろな物質がこれまで使われてきているわけですよ。だから、どういう薬品が使われているか。こちらで言っている薬剤が使われている化学物質が従来使われてきたかというのは、返還された後どのように調査したらしいのかということを含めて、跡利用のことにおいても非常に重大な問題なんですよ。こういうのを今までの経験も踏まえて、どんな薬品が使われてきたという履歴みたいな、基地使用の履歴についてちゃんと明らかにさせるというのが非常に大切なことなんです。

普天間飛行場はすぐ返還されるという、閉鎖される対象になっていますから、そのことが非常に大切であるということです。原状回復義務を負わせてなくて、皆さんは私たちの土地を提供しているわけですからね。提供している責任として、そういうのをちゃんとする義務がある。沖縄県民の今後の我々子々孫々の健康にも関係する重大な問題ですので、現在は普天間飛行場の件について言っているわけですが、普天間飛行場の件についてどのような薬剤、これは皆さんが考えようと思えばいろいろ想定できるはずですよ。飛行機をどうして洗浄してきたかと。洗浄薬品は過去どういうふうに変わってきたかとか、いろいろなことが想定されるはずです。この想定をして、ちゃんとして米側に聞いて履歴を明らかにするのは、当然皆さんの義務ですよ。これ、一々私たちが細かい項目を立ててやると

いう、そういう性質のものではないでしょうが。そういうことを言っておきます。以上です。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) 今の化学薬品については、実際に民間航空ではこういったリストがあるわけですよ。

こちらは皆さんの自衛隊の陸自に関するものですが、これは車のいろいろな油脂であるとか、クーラント、そういった薬品の仕様書ですよ。こういうのがあるわけです。米軍も当然あるわけです。それを出してほしいということなんですよ、要は。それを出せば、別に薬品については済む話なんですよ。飛行機についての薬品、車についての薬品、あと変圧用トランス。保管しているトランスも、何百個と普天間基地には保管されているはずです。あと、回収した廃油ですね。それについていろいろな取り扱いのマニュアルとかが米軍はあるんですよ。あって、それを遵守してないだけで、よけいに公害が広がっているという問題があるわけですよ。いい加減な取り扱いをしているんだが、それをきちんとやらないといかないというマニュアルは米軍にもあるわけですから、それを出してほしいということですね。

あと、基地使用の履歴ですね。これは仲井眞知事でさえも、普天間基地の使用履歴をつくるべきだということを言っているわけですね。当然どんな使われ方をして、どんな汚染をされているかというのは、履歴として米軍は持っているはずです。それを明らかにしていないだけあって、それを出すか、出さないかというのは、皆さん気がきちゃんと米軍に対して請求をするということですよ。それをやってほしい。やっていただきたい。これは皆さんの義務として、地権者に対して当然すべきことなんですね。

ですから、これは文書云々ということではなくて、やってほしいということを強く要求します。

○茂野俊哉(普天間飛行場土地所有者) 普天間の地主の茂野です。

今、求釈明書を要求するということは、そちらの内規のようなもので、質問に対しては文書で受け付けて、回答については口頭ですることを原則とするというような取り決めが、実はあっての上でお答えしているのでしょうか。そこだけは確認させていただきたいのですが。そういうことがあって、今そこにこだわっていらっしゃるのかどうかだけお答えください。

○當真会長 質問の内容はわかりましたか、今、茂野さんの質問。

この公開審理等について、質問については文書で受付をすると。そして、回答について

は口頭で回答するという内規があるかという質問ですので、内規があるか・ないかということだと思います。

防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　公開審理に対して、うちのほうで特に内規はございません。ただ、正確にお答えするためには、我々としては文書で求めているというような状況でございます。

○當真会長　　どなた。

○仲山忠克代理人(土地所有者側)　　地主代理人の仲山です。

今の件なんですけど、先ほど城間さんからも話があったように、地位協定で米軍は原状回復義務を負ってないんです。しかし、原状回復義務は皆さんのが地主に対して負っているんですよ。

そうであれば、原状回復義務を履行するためにまず調査することは皆さんの義務でしょう。これは皆さんの地位協定上の義務ですよ。それを地主から言わないと答えられないとか、そういうふざけたことがあるんですか。しかも、文書で出せとか何とか。もう既に求釈明しているわけです。先行的に皆さんのが調査しなければならない義務なんです。普天間飛行場の返還を先ほどから移設とやりましたが、早期に普天間飛行場が返還されなければならないという今の情勢であれば、当然そういうことは皆さんの義務として尽くすべきことなんですね。

したがって、これ以上こちらとしては文書でやる必要はございません。皆さんのが、当然、返還義務を前提として尽くすべき義務を尽くしていただきたい。そういうことを補足として申し上げます。

(拍手)

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者)　　進めたいと思います。

2000年9月、2プラス2で環境原則に関する共同発表というのが合意されています。その中では環境保護の重要性に鑑みて、基地内の環境汚染だけでなく基地内ももちろんですけれども、基地の外、その周辺に隣接する地域社会の汚染防止ということも考えていこうじゃないかということで、日米が共同発表しているわけですね。

これは、地域住民と米軍関係者の健康及び安全を確保することが日米政府の共通の目標ということでうたわれております。この目的を達するために、日本環境管理基準(JEGS)に基づいて、米軍は環境保護とか安全の確保に取り組むということでやっていますね。

そのためには、お互いに日本もアメリカもそういった問題が発生した場合には、施設基地内とかに適切にアクセスできるような状況を相互に保障するということが取り決められています。

もちろんこれは基地内の汚染の状況も含めて、適切にアメリカは日本に知らせるんだということが取り決められているわけですね。これが2000年9月に2プラス2で確認された内容です。

しかしながら、この間、去年も普天間で油流出がありましたけれども、そのときに立ち入りを求めたらしぶしぶ米軍が立ち入りを認めたという状況があつて、それも中に入つて現場らしきところを見せただけのものになっております。当然、写真撮影とか、土壤サンプルの採取もできなかつたということですね。

こんなことで、日本政府が県とか宜野湾市にかわつて米軍に対して追及を、皆さんの立場から追及はできないと思うんですけれども、きちんと事実関係の確認と対策はどうにしたかということとか、事実関係も含めてきちんと米軍に向ひ合つたのかということが疑問として出てくるわけですね。その辺は、その後どうなりましたか。米軍が形式的な立ち入りをさせたわけですが、それとは別に実質的にその問題がその後どう調査され、処理され、どういう経過をたどつたかということですね。これもちょっと確認しておきたいと思います。

これは一例です。これは最近起つた問題ですが、大変重要な問題だというふうにとらえています。こういった相互の環境を大事にしていこうということを日米政府が決めていくわけです。にもかかわらず、そういった去年の油漏れの場合には、それにふさわしくない対応をとられたということを県民は見ているわけですね。

ですから、この件がその後どのようになつたのかという経過を聞かせてほしいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) これはちょっと管理部というか、部が違いまして、どのような措置をとつたかについて今すぐお答えすることはできかねます。

○當真会長 そろそろ時間となつてきております。それで、本日の審理を終了するところですが、先ほどありました釈明の関係では結論を少し明確にしておきたいと思います。

防衛局の側からは、文書での釈明文書を出してもらえば対応するということです。それでよろしいですね。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　はい。

○當真会長　　それで、地権者のほうとしてはどういたしますか。文書としてはもう出す必要はないということですか。

(「出しません」「調べて、次回回答すればいいんですよ、防衛局は」と言う者あり)

○當真会長　　出すか、出さないかをまずおっしゃっていただきたいと思います。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者)　　公開審理という公の準法定的な場でお互い口頭で弁論をやっているわけですから、議事録にも正式に残るような審理ですので、その中で口頭でも取り交わされた確認事項というのは、それでもって十分足りるのではないかというふうに思います。

今回、特にきょう口頭で相互に確認した内容でもって求釈明ということでお願いしたいと思います。

○當真会長　　防衛局、今、地権者のほうからはそういう意見でしたが、防衛局としてはどういたしますか。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　これは具体的に文書でもらいたいです。

○當真会長　　防衛局としては文書でもらいたいということですか。

ということで、今のところ意見の一一致を見ておりませんが、防衛局サイドで次回までにこれについてどうするか。回答できないということであれば、それはきょうの審理でもそういう結論であればそれで結構ですし、ある程度回答できるかもしれない、持ち帰って検討することになるのか、どうなのか。

つまり、きょう文書で釈明文書を出してもらわないと回答できないという結論ですと回答するか、持ち帰って検討しますという回答するか。どうしますか。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　文書でもらいたいです。

○當真会長　　では、防衛局としては文書でもらいたいということですか。

ということで、今回の釈明については双方の意見が折り合いがつきませんので、これについては一たん次回に持ち越しということにならざるを得ないと思います。次回もう少し。

○仲山忠克代理人(土地所有者側)　　その件で一言。

防衛局は文書でもらいたいということはわかりました。こちらが文書を出さなければ回答しないかどうかについてはどうですか。

要望としては承ります。しかし、こちらが文書を出さなければ回答しないということ

しょうか。

○當真会長 防衛局、今の質問の趣旨はわかりますよね。

○長嶺英光代理人(起業者側) 具体的な内容がはっきりしないと回答しにくいということです。

○當真会長 だから、それは文書でもらわないと回答できないと。そういうことですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。

○當真会長 仲山代理人、そういうことのようです。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 私たちも同じ文書でしか出せないと思うんですが、出すとしても。それでもわからないということですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 本来であれが使っている薬品名を、聞きたい薬品名を書いてほしいということなんですよ。

○本永春樹(普天間飛行場土地所有者) だから、薬品名について何度も言いますけれども、米軍のほうで具体的な使ってるものについてのリストがあるわけですよ。当然、科学薬品ですから取り扱いについての注意事項もあるし、それは皆さんのはうでよくご存じだと思うので、そこら辺をあえてそういった、私は知らないわけですから、皆さんは知っているわけですから、その辺は基地提供義務者としてやってほしい。

○長嶺英光代理人(起業者側) 米軍が自分たちの使っている仕様書について我々に教えてくれるかどうかも、我々はちょっとわからないような状況なんですよ。

○當真会長 ということで、きょうはちょっと時間も過ぎましたので、もし必要であれば次回に持ち越すしかないと思います。

それでは、本日の審理を終了いたします。

次回の公開審理の日程ですが、平成22年11月30日・火曜日、午後1時15分から4時まで。会場は、きょうのこの沖縄市民会館中ホールを予定しております。詳細は文書でも通知いたします。

本日はお疲れ様でした。本日の審理はこれで終了いたします。以上です。

(午後4時6分 閉会)